二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　群馬県藤岡市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、藤岡市（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

藤岡市（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

三(一)　所　群馬県藤岡市（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁及び藤岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年一月八日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　群馬県佐波郡玉村町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水害の防備

三(一)　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁及び玉村町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年一月八日

農林水産大臣　赤松　広隆

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　群馬県桐生市（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二(一)　所　群馬県桐生市（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　風害の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁及び桐生市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年一月八日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岩手県一関市萩荘字南沢二四三、二八五、字長倉一九三の一、一九三の三、二〇六の三、字栃倉六七の二、七三の一〇〇、七三の一八六、厳美町字大森二三二、字八幡七の三、七の八から七の一二まで、字横森一二五の一七七から一二五の一八二まで、一二五の一九一、一二五の二一二、一二五の二一三、一二五の二三三から一二五の二三八まで、一二五の二四五、字長根九〇の四七から九〇の五二まで、九〇の六八、字岡山六の四、六の六七

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

○東北地方整備局告示第一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年一月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年一月八日

東北地方整備局長　青山　俊行

一　道路の種類　一般国道

二(一)　路線名　四十五号

(二)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員
石巻市蛇田字新金沼一八三番三から同市桃生町脇谷字上ノ山三番一まで	前	一一・五〇～三六・五〇メートル
	後	一一・五〇～三四・八〇メートル

(三)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

三(一)　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岩手県庁及び一関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○海上保安庁告示第十号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十二年一月八日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　海上保安庁海洋情報部　東京都中央区築地五丁目三番一号

二　水路測量を実施する区域及び期間

イ　区域　北緯三五度一〇分、北緯三五度五分、東経一三九度一九分、東経一三九度三一分、の各経緯度線で囲まれる海域

ロ　期間　平成二十二年一月十五日から平成二十二年一月十八日まで

三　水路測量の実施方法　GPSによる測位、マルチビーム音響測深機による測深

四　航行船舶に対する安全処置

イ　測量船は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚

ロ　三管区水路通報第四十九号（平成二十一年十二月二十五日発行）